

道路等の舗装工事に伴う人孔蓋の更新に係る人孔蓋支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 事業者が舗装工事を実施するにあたり、道路等の安全な通行を確保するため、舗装工事範囲内の人孔蓋の更新が図れるよう支給する資材に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給資材)

第2条 事業者に支給する資材(以下「支給資材」という。)は、次のとおりとし、調整リング、レベル調整部品、調整部用無収縮モルタルその他の資材は事業者の負担で手配するものとする。

(1) 人孔蓋(受枠含む)

(2) 調整コマ(メインホルダ、サブホルダ、回り止めキャップ)

2 支給対象の人孔蓋の種類は、西宮市下水道鉄蓋設置基準によるものとする。

(支給の対象者)

第3条 資材を支給する対象者は、道路等の舗装工事に伴い、当該舗装工事範囲内にある西宮市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が管理する人孔蓋の更新を行う事業者とする。

(更新対象となる人孔蓋)

第4条 更新対象となる人孔蓋は、舗装工事範囲内にある圧力解放浮上防止機能を有しない鉄蓋とする。ただし、管理者が認める場合はその限りではない。

(遵守事項)

第5条 資材支給を受ける事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 人孔蓋の更新工事について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第16条の承認を得ること。

(2) 人孔蓋の更新工事に必要となる国、県、市その他の機関及び関係者の許可等を得ること。

(3) 人孔蓋の更新工事は、公共下水道工事共通仕様書及び西宮市標準構造図に従い施工すること。

(資材支給の申請)

第6条 資材の支給を受けようとする事業者は、法第16条に基づく申請を行い、当該申請による工事に着手する日の30日前までに人孔蓋支給申請書(別紙様式1)を管理者に提出しなければならない。

(資材支給の決定)

第7条 管理者は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、人孔蓋(変更)支給決定通知書(別紙様式2。以下「決定通知書」という。)により事業者へ通知するものとする。また、支給しないことを決定したときは、人孔蓋不支給決定通知書(様式第3号)を事業者へ通知する。

(申請の取下げ)

第8条 事業者は、前条に規定する決定通知書を受領した場合において、事業の変更、中止などにより、決定の内容により難いと認めるときは、文書で申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る決定は、なかったものとみなす。この場合において、事業者が支給資材を既に受領しているときは、申請の取下げを行った日から20日以内に当該支給資材を返還しなければならない。

(支給資材等の支給及び返還)

第9条 支給資材等の支給及び返還にあたって、事業者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 支給資材は管理者が指定する受け渡し場所で、受け取り及び積込みを行うこと。

- (2) 更新箇所の既設人孔蓋(受枠含む。)は周囲に付着したモルタルを除去し、スクラップとして、管理者が指定する場所に収めること。
- (3) 支給資材及び撤去後の既設人孔蓋の受け渡しは管理者が指定する者との立合いの下行うこと。なお、管理者の立会については、事業者は、管理者に対し事前に予約を行うものとする。
- (4) 事業者及び管理者は、支給資材及び撤去後の既設人孔蓋の受け渡しを行った際に、その場で支給資材又は撤去後の既設人孔蓋を確認し、人孔蓋支給(返納)受領証(様式第4号)に確認を行った旨を記載しなければならない。

(申請内容の変更)

第10条 事業者は、申請内容に変更が生じた場合は、人孔蓋支給申請内容変更申請書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 第7条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。この場合において、事業者が既に受領している支給資材が当該変更により不要となったときは、通知があった日から20日以内に当該支給資材を返還しなければならない。

(資材支給決定の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対して資材支給の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 管理者が設置完了予定日までに、事業者による人孔蓋の更新工事の完了が見込めないと判断したとき。
 - (2) 支給資材が不要となったとき。
 - (3) 支給資材を本件申請に係る設置場所以外の場所に設置したとき。
 - (4) 事業者が偽りその他不正な手段によって支給の決定を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が取り消すことが相当と認めるとき。
- 2 前項の規定により資材支給の決定を取り消した場合は、理由を示して、人孔蓋支給決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。この場合において、既に事業者が支給資材を受領している場合、当該支給資材を20日以内に返還しなければならない。

(完了報告)

第12条 本申請の完了報告については、法第16条に基づく申請の完了届をもって代えるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年1月4日から実施する。